

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 26 年 8 月 1 日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成 25 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.2%減少したことから、上限額・下限額ともに若干の引き下げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が減額になる場合があります。対象になる方には、平成 26 年8月2日以降の認定日にお返す受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※¹ 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※² 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29歳以下	12,810	12,780	6,405	6,390 (▲15)
30～44歳	14,230	14,200	7,115	7,100 (▲15)
45～59歳	15,660 (※)	15,610	7,830 (※)	7,805 (▲25)
60～64歳	14,940	14,910	6,723	6,709 (▲14)

(※)平成 26 年 6 月 18 日に毎月勤労統計の過去の実数値が訂正されたことに伴い、賃金日額の上限額 15,650 円、基本手当日額の上限額 7,825 円に訂正しておりますが、受給者への影響に鑑み、従来通りの額を支払うこととしています。

【例】

29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(12,780円)が適用されますので、平成 26 年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,390円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,310	2,300	1,848	1,840 (▲8)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,848円から1,840円になります。



○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)		
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円～3,679 円
4,600 円以上 11,650 円以下	80%～50%	3,680 円～5,825 円 (※2)
11,650 円超 12,780 円以下	50%	5,825 円～6,390 円
12,780 円(上限額) 超	—	6,390 円(上限額)
◆離職時の年齢が 30～44 歳		
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円～3,679 円
4,600 円以上 11,650 円以下	80%～50%	3,680 円～5,825 円 (※2)
11,650 円超 14,200 円以下	50%	5,825 円～7,100 円
14,200 円(上限額) 超	—	7,100 円(上限額)
◆離職時の年齢が 45～59 歳		
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円～3,679 円
4,600 円以上 11,650 円以下	80%～50%	3,680 円～5,825 円 (※2)
11,650 円超 15,610 円以下	50%	5,825 円～7,805 円
15,610 円(上限額) 超	—	7,805 円(上限額)
◆離職時の年齢が 60～64 歳		
2,300 円以上 4,600 円未満	80%	1,840 円～3,679 円
4,600 円以上 10,490 円以下	80%～45%	3,680 円～4,720 円 (※3)
10,490 円超 14,910 円以下	45%	4,720 円～6,709 円
14,910 円(上限額) 超	—	6,709 円(上限額)

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$

※3 $y = (-7w^2 + 126,440w) / 117,800$, $y = 0.05w + 4,196$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

◆再就職手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	5,840	5,825 (▲15)
60～64歳	4,729	4,720 (▲9)

◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	1,752	1,747 (▲5)
60～64歳	1,418	1,416 (▲2)